

第 2 章 関 係 条 例

<1> 札幌市衛生研究所条例

昭和 37 年 3 月 31 日

条 例 第 1 2 号

改正 昭和 46 年 12 月条例第 45 号 昭和 48 年 3 月条例第 10 号

題名 改正 (昭和 48 年 3 月条例第 10 号)

(設置)

第 1 条 本市は、保健衛生に関する試験、検査、調査及び研究（以下「試験等」という。）を行ない公衆衛生の向上を図るため、衛生研究所（以下「研究所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 研究所の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
札幌市衛生研究所	札幌市中央区南 9 条西 7 丁目

(使用料及び手数料)

第 3 条 研究所において行なう業務又はその設備の使用については、この条例の定めるところにより使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）を徴収する。

2 前項の使用料等の額は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「法」という。）の規定による療養に要する事業を行なう法人に請求すべき費用の額の 8 割以内において市長が定める。ただし、法に定めのないものについては、法の規定による療養に要する費用の算定方法に準じて市長が定める。

(使用料等の納付)

第 4 条 使用料等は、設備の使用、試験等の依頼又は証明書の交付の際納めなければならない。

2 既に納めた料金若しくは試験等のため提出した物件は、これを還付しない。

(減 免)

第 5 条 貧困又は災害等により、料金を納める資力がないと認める者その他特別の事由があると認められる者については、市長において、これを減免することができる。

2 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受ける者については、前項の規定にかかわらず特別の取扱いをすることができる。

(賠 償)

第 6 条 設備の使用者又は入所者が建物、設備及びその他の物件をきそんし、若しくは滅失したときは、市長の定めるところにより、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委 任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。

2 条例第 2 条の規定にかかわらず、当分の間研究所の位置は、市長が別に定める。

附 則 (昭和 46 年条例第 45 条)

1 この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から実施する。〔以下ただし書省略〕

2 この条例の規定による位置又は区域の町名を改める改正規定にかかわらず、その改正規定中施行日における町名と異なる町名で表示されている、その異なる町名は、施行日から地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定による知事の告示又は土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分公告の日（以下「変更日」という。）までは、変更日前の町名で表示されたものとみなす。

3～6 省略

附 則 (昭和 48 年条例第 10 号) 抄

1 この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。